

平成31年3月4日

## 嬉野市政治倫理審査会調査報告書の趣旨

平成30年11月28日に調査請求があり、嬉野市政治倫理審査会に調査を付託した件について、調査意見書が提出されましたので、調査意見書の趣旨を公表します。

### 記

1 調査対象者の氏名 嬉野市長 村上大祐

2 調査請求の内容

(1) 調査請求書の提出

平成30年11月28日

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項

嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号

(3) 調査請求の趣旨

市長（以下「請求対象者」という）は、平成30年7月9日の夜、市職員2名とともに東京都内の会員制リゾートホテル「東京ベイコート倶楽部」で民間事業者と酒食をともにしている（以下「本件会食」という）。

酒食をともにした民間業者は、市が計画している茶農家の「茶師」を題材にしたアニメ企画を進める関係者である。

また、「東京ベイコート倶楽部」を利用するには、会員の紹介が必要であり、会員は年会費等を負担しているため、金品の授受に当たる。

さらに、このホテルでの飲食は、利害関係者以外であっても通常一般の社交の程度を超えた供応接待にあたるため、政治倫理基準に違反するとしている。

3 審査の経過

(1) 審査会への調査の付託日

平成31年1月9日

(2) 審査会の会議の経過

	開催日時	審査の内容等
第1回	平成31年1月9日	・調査案件の付託 ・調査請求の趣旨及び調査開始日の公表 ・調査請求の審査
第2回	平成31年1月21日	・調査請求の審議

第3回	平成31年2月1日	・調査請求代表者の補正の審議 ・調査請求の審議
第4回	平成31年2月14日	・調査対象者の意見聴取 ・調査請求の審議
第5回	平成31年2月20日	・調査報告書のとりまとめ

### (3) 審査会での審議の内容

- ① 調査請求は適法として詳細な調査を行うことを決定した。
- ② 嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号の規定はいずれも抽象的であることから、各号の該当性を判断するにあたっては、国家公務員倫理規程の定めを参考にし、禁止行為の存否、すなわち、本件会食が利害関係者による供応接待といえるか、また、利害関係者による供応接待には当たらないとしても、社会通念上相当と認められる程度を超える供応接待といえるのではないかを審議することになった。
- ③ 審査会では、請求者及び請求対象者の双方から提出された全資料を審議における判断資料として取り扱った。また、審査会からも関係者等へ資料の提出を求めた。
- ④ 請求者側から、調査請求代表者を市議会議員から市民(有権者)へ変更する補正の申し入れがあり、これを了承した。
- ⑤ 事実関係を明らかにするため、審査会に請求対象者の出席を求め、直接質問を行った。
- ⑥ 審査会へ提出された資料及び請求対象者の陳述結果に基づき、「茶師プロジェクト」に係る関係者間のやりとりや、本件会食に至る経緯等について詳細な調査を行い、請求対象者における禁止行為の存否を慎重に審議した。

## 4 調査結果

### (1) 審査会の意見

#### ① 利害関係について

本件会食の主催者や参加者（調査対象者を除く）は、嬉野市の茶師を主人公とするアニメ制作企画「茶師プロジェクト」について、平成30年4月頃からLINE上で意見交換を行うなどしていたが、これらの者が「茶師プロジェクト」に関する契約を市と締結した事実はなく、契約の申込みをしているという事実もない。

他方で、本件会食の主催者らは、本件会食に先立ち、LINE上で「茶師プロジェクト」に関連する議事録や、市に対するプレゼン資料なるものを共有しており、一部の市職員はこれらを認識し得る状況にあったといえる。

しかしながら、LINE上のやりとりや作成された議事録等をもて、「茶師プロジェクト」が市に対して正式に提案できる程度に内容が具体化されていたとはいえない。

したがって、「茶師プロジェクト」の関係者である本件会食の主催者は、市と契約をしようとしていることが明らかな事業者とはいえず、利害関係者には当たらない。

#### ② 供応接待について

利害関係者からの供応接待には当たらない場合であっても、さらに社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待であるかどうかは別途問題となる。

この点につき、本件会食は、請求対象者の出席を前提として企画されたものではなく、かえって立食形式で行われている。

本件会食が開催される経緯や形式からすれば、請求対象者を格別にもてなすという主催者側の意図は認められず、請求対象者が供応接待を受けたとはいえない。

また、請求対象者は、本件会食の主催者が開催する会食に今回初めて参加したのであり、接待を繰り返し受けたという事実は認められない。

さらに、本件会食の主催者はオードブルを用意し、その費用等を負担しているが、その他の飲み物やつまみは参加者の持ち寄りで行われ、請求対象者も自ら購入した嬉野茶を持参し提供している。

そして、本件会食の主催者の負担した金額は参加者一人当たり9,527円であり、これに請求対象者が一応負担したと考えられる金額を合わせて考えると、本件会食が社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待に当たるとはいえない。

## (2) 結論

4回にわたって請求内容に基づき慎重に審査したが、請求対象者の今回の行動は、嬉野市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第2号に規定する政治倫理基準には違反しないことを全会一致で決定した。

## 5 附帯意見

今回は、嬉野市政治倫理条例が制定されてから初めての調査請求案件であった。条例及び施行規則の規定については、解釈や運用がわかりにくいものがあり、請求者の手続きや審査会で判断が難しい場面が見受けられた。政治倫理条例は、市長や市議会議員等の政治倫理を確立するために制定されたものであり、有権者の付託に応えられるよう市民目線でも手続きがわかりやすいように例規を整備していただきたい。また、政治倫理審査会は、市長や市議会議員等の政治倫理を客観的に判断する機関として存在するものであるため、会の運営についても、ルールを明確にし、すべての関係者が条例の趣旨・重要性を認識して関わるように整備していただきたい。

また、今回の案件は、市長の政治倫理の問題のみならず、本市の政治や行政に関わる全ての人々が政治倫理や公務員倫理を順守するよう警鐘を鳴らしたものであった。本市における政治倫理確立のために市長などの特別職や市議会議員のみならず、市職員についても高い倫理意識を持ち行動していただくようお願いするものである。

平成31年3月4日

嬉野市長 村上 大祐

